

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

子ども・子育て支援法に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令）」が令和元年5月31日に一部改正されたことに伴い、本市においても特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

2 改正の概要

特定地域型保育事業者（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の総称であり、児童福祉法に規定する家庭的保育事業等と同義。）の連携施設の確保について、以下のとおり運営基準要件を緩和する。

なお、6月市議会定例会において、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」の一部改正に伴い、「八戸市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を改正し、連携施設の確保に係る認可基準要件を同様に緩和したところである。

項目	改正前	改正後
代替保育の提供	代替保育の提供元を保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）に限定。	連携施設の確保が困難な場合、一定の要件のもと次の事業者からの確保も認める。 ・小規模保育事業A型、B型 ・事業所内保育事業
卒園後の受け皿の設定	卒園後の受け皿の設定を連携施設に限定。	○ 連携施設の確保が困難な場合、入所定員が20人以上である次の事業所等からの確保も認める。 ・企業主導型保育事業 ・地方公共団体の補助を受けている認可外保育施設 ○ 保育所型事業所内保育事業所については、恒常的に満3歳以上の児童を受け入れているなど、市長が認める場合、卒園後の受け皿については確保を求めない。
連携施設に係る経過措置	連携施設の確保が困難な場合、制度施行から5年間は、連携施設の確保をしないことができる。	経過措置を5年から10年に延長する。

3 施行期日

条例公布の日